

豊橋市立家政高等専修学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。こうした視点を大切にして教職員が日頃から小さな兆候でも見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

生徒指導とは、生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。その目的は、生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることである。そのためには、生徒一人一人が、「自己指導能力」を身に付けることが重要であり、「自己存在感（自己肯定感・自己有用感）の感受」「共感的な人間関係（皆で考える支持的で創造的な学級）の育成」「自己決定（意見を述べる・自己の仮説を検証する・自ら考え制作する）の場の提供」「安全・安心（個性や多様性を認め合う）な風土を教師の支援の下で生徒自らが構築」の視点を意識して教育活動を行っていく。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止対策を担う組織として「いじめ・不登校対策委員会」を位置づける。そして、その機能を再検討して組織的かつ迅速な対応ができるようにする。本委員会は、全教職員で構成し定期的に開催するとともに、スクールカウンセラー等と連携して対応する。

（１）「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「豊橋市立家政高等専修学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価を行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善を図っていく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・職員会議等で「豊橋市立家政高等専修学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談の結果の分析や生徒の状況に関する情報共有に心がけ実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、ホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはその疑いがあるとの情報があった場合は、事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、いじめ・不登校対策委員会を中心に全校体制で組織的かつ迅速に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関とも連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断される場合でも、継続して生徒の様子を見守り、再発することのないよう集団への指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

本基本方針と本校の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

（１）いじめの未然防止の取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合いともに成長していく集団、善悪をきちんと判断できる自浄作用のある集団づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感・自己有用感を育む授業づくり・活動づくりに取り組む。
- ウ 教育活動全体を通して人権教育の充実を図るとともに、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がSNSやインターネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、いじめの加害者・被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 生徒の身体・健康面、心理面、社会・環境面の観点から生徒の状態を把握し、生徒指導、教育相談、キャリア教育、特別支援教育など、各分野の視点から生徒の成長を支援し、課題の解決を図る。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 生活アンケート（毎月）や教育相談（年3回）、スクールカウンセリング（年24回）を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 保健室や相談室等を有効に活用し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ 生徒や保護者に対して、外部の相談窓口の紹介と周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、いじめ・不登校対策委員会を中心に迅速かつ組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守るという基本姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への支援を行い、いじめを見過ごさない・生み出さない集団づくりを行う。
- カ SNSやインターネット上のいじめに対しては、問題となるデータの削除を最優先に行うとともに、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して解決にあたる。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、別添【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「豊橋市立家政高等専修学校いじめ調査委員会」を設置し、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒と保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 関係機関と連携を取り、加害・被害双方の生徒や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会で取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向

上に努める。

(2)「豊橋市立家政高等専修学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。

(3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

別添【重大事態発生時の調査対応図】

